

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

|          |                  |
|----------|------------------|
| 所 管 部 署  | 福祉保健課            |
| 適用日（掲載日） | 平成 27 年 6 月 11 日 |

< 処分の概要 >

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 許認可等の名称 | 養護受託者の決定               |
| 処 分 権 者 | 町長                     |
| 根 拠 規 定 | 美郷町老人福祉法施行細則第 4 条第 2 項 |

< 審査基準 / 標準処理期間 >

|             |  |
|-------------|--|
| 基 準 規 定     | 美郷町老人福祉法施行細則第 4 条  |
| 審 査 基 準     | <input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定<br>○美郷町老人福祉法施行細則<br>（養護受託申出書等）<br>第 4 条 施行規則第 1 条の 7 の規定による申出は、養護受託申出書（様式第 11 号）によらなければならない。<br>2 町長は、前項の養護受託申出書の提出を受けたときは、申出者を養護受託者とするについて審査を行い、適当と認めた者については、養護受託者登録簿に登録し、養護受託者決定通知書（様式第 12 号）により、不適当と認めた者については、養護受託申出却下通知書（様式第 13 号）により、それぞれ当該申出者に対し通知しなければならない。 |
|             |  |
| 参 考 資 料     |  |
| 標 準 処 理 期 間 | <input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定  |
|             | 30 日   |
| 備 考         |  |
| 設 定 日       | 平成 27 年 10 月 31 日  |